

●香川県教育委員会告示第4号

平成17年香川県教育委員会告示第2号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成21年7月14日から施行する。  
平成21年7月14日

香 川 県 教 育 委 員 会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
略	第1次選考試験の総合ランク（不合格者に係るものに限る。） 及び個人得点	略	略	香川県公立学校 教員採用選考試験	第1次選考試験の総合ランク（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から1月間	教育委員会事務局義務教育課又は 高校教育課
	第2次選考試験の総合ランク（不合格者に係るものに限る。） 及び個人得点	略			第2次選考試験の総合ランク（不合格者に係るものに限る。）		
	略				略		
略				略			